

第 11 期北本市分別収集計画

令和 7 年 8 月 1 4 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物のうち容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 4 R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 4 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次のとおり示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

令和	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	4,396t	4,350t	4,305t	4,260t	4,207t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、市民の役割、事業者の役割、市の役割を明確に位置付け、三者が連携・協力し、容器包装廃棄物の再製品化及び減量を図るための意識改革及び運動を展開していく。

（1）市民の役割

- ・ごみ問題への意識の向上
- ・容器包装廃棄物の再製品化及び減量に向けたライフスタイルの確立
- ・分別収集など市が容器包装廃棄物の再製品化及び減量のために行う施策への協力
- ・再生品の使用等による廃棄物の再生利用の促進

（2）事業者の役割

- ・事業活動によって生じた容器包装廃棄物の再製品化及び減量への取組
- ・環境にやさしい製品、容器等の製造、加工、販売
- ・繰り返して使用することが可能な容器包装の使用
- ・容器包装の過剰な使用の抑制

（3）市の役割

- ・ごみの少ないまちづくりの実現
- ・容器包装廃棄物の再製品化及び減量に関する市民の自主的な活動の促進
- ・市民及び事業者のごみ問題への意識の向上及び職員の資質の向上
- ・市民のニーズや廃棄物の収集量の変動等に即した処理体制の見直し
- ・美化運動、アダプトプログラムなど市民及び事業者の自主的なごみ散乱防止活動の支援

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場を自区内に有していないことを踏まえるとともに、処理施設の状況及び本市における諸計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ——— 無色のガラス製容器 ガラス製の ——— 茶色のガラス製容器 容器 ——— その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	牛乳パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8 年度		9 年度		10 年度		11 年度		12 年度	
主としてスチール製の容器	70 t		69 t		68 t		67 t		67 t	
主としてアルミ製の容器	65 t		64 t		63 t		63 t		62 t	
無色のガラス製容器	(合計) 119 t		(合計) 117 t		(合計) 116 t		(合計) 115 t		(合計) 113 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	119 t	0 t	117 t	0 t	116 t	0 t	115 t	0 t	113 t
茶色のガラス製容器	(合計) 91 t		(合計) 90 t		(合計) 89 t		(合計) 88 t		(合計) 87 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	91 t	0 t	90 t	0 t	89 t	0 t	88 t	0 t	87 t
その他のガラス製容器	(合計) 48 t		(合計) 48 t		(合計) 47 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0 t	48 t	0 t	48 t	0 t	47 t	0 t	47 t	0 t	46 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器包装	273 t		271 t		268 t		265 t		262 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 105 t		(合計) 105 t		(合計) 104 t		(合計) 102 t		(合計) 101 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	76 t	29 t	76 t	29 t	75 t	29 t	74 t	28 t	73 t	28 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 813 t		(合計) 805 t		(合計) 797 t		(合計) 788 t		(合計) 778 t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	813 t	0 t	805 t	0 t	797 t	0 t	788 t	0 t	778 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

令和6年度の排出量の実績から、第五次北本市総合振興計画（後期計画）における5年毎の将来推計人口に基づく人口変動率を見込んだ。

第五次北本市総合振興計画（後期計画）に基づく将来推計人口

令和6年度 (基準年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
63,107人	61,835人 (対基準年度比) 98.0%	61,199人 (対基準年度比) 97.0%	60,563人 (対基準年度比) 96.0%	59,929人 (対基準年度比) 95.0%	59,190人 (対基準年度比) 93.8%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	牛乳パック	公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチッ クコンテナ	ダンプ車	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン	プラスチッ クコンテナ	平ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	牛乳パック	回収箱	軽バン	
段ボール	段ボール	縛る	パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	網カゴ	平ボディ車 パッカー車	民間業者 容器包装リサイ クル協会
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	袋	パッカー車	容器包装リサイ クル協会

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 資源回収の促進

ア 資源回収の支援

- ・資源回収奨励金制度の維持
- ・容器包装廃棄物の拠点回収場所の充実化

イ リサイクル推進体制の充実

- ・フリーマーケット等の開催に対しての支援

ウ 分別体制の整備

- ・資源回収品目と収集体制の整備等

(2) 事業者によるリサイクル活動の促進

ア 流通業者、メーカー、資源回収業者の協力による資源回収ルートを形成するように指導し、小売店等での容器包装廃棄物の拠点回収の実施とその維持・拡充を要請する。

イ 事業所から排出される廃棄物から容器包装廃棄物を分別することなどで、廃棄物の再製品化及び減量を計画的に実施するよう要請する。

(3) 広報・普及活動

- ・容器包装廃棄物の排出の抑制に関する情報の収集並びに広報きたもと、ホームページ等による広報・普及活動
- ・市民講座の開催
- ・環境ポスター・標語コンクールの開催及び受賞作を用いた環境啓発活動

(4) 環境教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境読本等を活用した環境教育、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理の状況に対する認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びにごみの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に取り組む。

(5) その他諸団体との協力体制の推進

本市では、自治会、PTA 等各市民団体の協力のもと、容器包装廃棄物の再製品化及び減量を行ってきたが、今後とも一層の協力体制の充実を図る。